

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年6月18日

照会部署名 藤沢年金事務所厚生年金適用調査課

照会担当者 アシスタントインストラクター (役職名) 厚生年金適用調査課長 古平岳史

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長

の確認

藤沢年金事務所長

矢田部祐一

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.2010-027

本部受付番号 No.2010-694

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

現物給与（住宅）について

(内容)

<厚生年金法第25条>

適用事業所より問合せがありましたので、お尋ねいたします。

金銭による給与以外に住居として一軒家を提供しているが、月/30,000円の賃貸契約をしている。その物件は、3LDKの間取りで総床面積は、畳にて換算すると40畳ほどになる。

現物給与として考える場合、標準価格をもとに次の計算にて算出すると思われるが疑義が生じたのでお伺いします。

1. 210円（平成21年4月1日施行・神奈川）×40畳=48,400円

48,400-30,000（被保険者自己負担分）=18,400円（現物給与額）

1、40畳ほどというのは、トイレ・浴室・台所・廊下なども含まれているため、このままの算出でよいのか。もし該当しない場所があればそれはどの部分か。リビングダイニングが算出に該当する場合、畳換算にて端数がある場合の取り扱いはどうなるのか。

2、建物の耐用年数は、考慮されないのか。（考慮される場合は具体的にどのような取り扱いになるのか）

以上、ご教示願います。

算定基礎届提出に絡みますので至急のご回答をよろしくお願ひします。

事務所意見

被保険者本人より標準価格の一部を徴収している場合は、その差額を現物給与として報酬に含めると思われるが、生活必需空間（浴室・トイレ台所・廊下）は算出より除外しリビングダイニングは、畳計算の際端数は切り捨てると思われる。建物の耐用年数については考慮しないものと思われる。

<参考>

現物給与（食事）について（昭和31年8月25日保分発6425号）

(ブロック本部回答)

現物給与については、機構設立以前、各県の社会保険事務局ごとで統計資料等をもとに算出を行っていました。そのため都道府県ごとに取り扱いに異なる部分があるかと思われます。

したがって、今回の照会のように、住居の総面積において取扱うか、居住室（玄関、台所、トイレ、浴室、廊下、等を含まない）において取扱うか、また耐用年数を考慮するものなのか当ブロックにおいて判断できないため、機構本部へ照会していただきたい。

回答日 平成22年6月24日

回答部署名 南関東ブロック本部 適用・徴収支援部

厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長）川合 満男

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

現物給与の現在の価額については、各県ごとそれぞれに各種統計資料等に基づいて算出されているところである。

従って現時点においては一律に取扱いを示すことはできず、原則としては各県ごとの取扱いを引き続きしていただくこととなるが、畳換算については端数がある場合には明確な規定がないため、そのまま端数を生かして算出し、また、建物の耐用年数は考慮しないのが妥当であると思料する。

なお、現物給与の取扱いについては、今後年金局と調整を図る予定であり、改めて連絡させていただくこととなる。

回答日 平成23年1月7日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (一般)柿崎 光政

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上